

平成24年度 第19回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成25年1月10日（木）午前10時～11時15分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将一
係長	遠藤公亮	係長	新高謙一
係長	有岡博己		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 平成24年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度、短大卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について

議案第2号 選考により採用することができる職に係る承認について

5 議事の公開・非公開

議案第2号を公開とし、議案第1号を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

平成24年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度、短大卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

2 議案第2号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県教育委員会及び鳥取県営病院事業管理者から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

任命権者	申請書	職 種	採用予定者数
鳥取県教育委員会	平成25年1月7日付 第201200153580号	文化財主事 (任期付職員)	3名程度
鳥取県営病院事業管理者	平成25年1月8日付 第201200153445号	理学療法士	1名程度

【教育委員会：文化財主事（任期付職員）】

① 申請のあった職

文化財主事（任期付職員）

② 採用予定者数

3名程度

③ 採用予定日

平成25年4月1日

④ 申請理由

埋蔵文化財の発掘調査業務については、その業務の専門性・特殊性から、高度の専門的知識・経験、職務遂行能力が求められる。

そのため、その者が業務に必要な専門的知識・経験を有しているか、それらの知識・経験を業務に活用できるかどうかといった点に着目し、専門試験、論文試験、実技試験及び人物試験により総合的に評価する必要がある。

※平成24年11月から12月にかけて10名程度の募集を行ったが、応募状況が芳しくなく、選抜できたのは3名にとどまったため、再度募集するもの。

10名	－	3名	－	5名	＋	1名	＝	3名
(当初募集人数)		(既に選抜した 採用候補者)		(発掘調査年間計画 の見直しによる減)		(退職者の発生 の見込み)		(今回募集人数)

⑤ 選定方法

教育委員会において採用候補者選考試験を実施。

※受験者数を増やすため、今回の採用候補者選考試験は試行的に鳥取県関西本部で実施する予定。

(関西で実施する理由)

- ・最近の受験者は県外から来ている。県外でも、特に関西地方や中国地方在住の方が多い。
- ・文化財課が行っている大学への受験勧奨も関西地方の大学が中心である。

(1) 試験内容

- ・専門試験：文化財主事に必要な専門的知識についての筆記試験（多肢選択式）
- ・論文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
- ・実技試験：土器の実測図に関する実技試験
- ・人物試験：個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験

(2) 受験資格

次のいずれかに該当する人

- ・大学又は大学院で考古学又は歴史学を専攻して卒業（修了）又は平成25年3月31日までに卒業（修了）見込みの人
- ・大学又は大学院を卒業（修了）したのち、発掘調査員に相当する職に6か月以上従事した経験のある人（ただし、発掘調査補助員及び発掘作業員を除く。）

※年齢要件なし

⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

【病院事業管理者：理学療法士】

① 申請のあった職

理学療法士

② 採用予定者数

1名程度

③ 採用予定日

平成25年4月1日

④ 申請理由

当初予定していなかった退職者（1名）が出る見込みとなり、欠員のままでは良質かつ適正な医療を提供していくことができなくなるおそれがあるため、早期の欠員補充が必要であり、選考により採用できるよう申請するもの。

⑤ 選定方法

病院局において採用候補者選考試験を実施。

(1) 試験内容

- ・論文試験（公務員として必要な識見、思考力等及び専門的知識についての記述式試験）
- ・面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）

(2) 受験資格

理学療法士の免許を有する者又は平成25年4月30日までにこの免許を取得する見込みの者

(3) 年齢要件

昭和28年4月2日以降に生まれた者

⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

7 次回の人事委員会の開催

平成25年1月18日（金）午前10時から開催することとした。